一宮市立市民病院における医師人事評価制度導入コンサルティング仕様書

1. 目的

　　　職員の業績や能力を適切に評価し、処遇に公正な形で反映させ、職員が働きがいを実感できる仕組みを確立するとともに、働き方改革による職員の勤務形態の変更に対応するための評価制度の構築を行うものである。

1. 対象職員

　一宮市立市民病院に勤務する医師を対象とする。

　　　被評価者と評価者となるべき医師数（正規）：１２８人（令和５年４月１日現在）

1. 委託期間

　　　契約締結日から令和６年３月３１日

1. 業務内容
2. 制度構築の基本的な考え方

・医師の貢献度が適切に反映される人事評価制度であること

・職員にわかりやすい人事評価制度であること

・導入時、運用後も職員に過度な負担とならないこと

・令和６年４月から運用開始に間に合うこと

1. 構築支援
   1. 現状分析・ヒアリング
   2. 院内担当者会議等への参加、資料作成、運営支援、会議録作成、関係部署への説明資料作成等
   3. 診療科、役職に対応した評価項目の設定
   4. 設計した人事評価項目を用いた人事評価シートの作成
   5. 評価基準、方法の検討等を行い、運用マニュアルの作成
   6. 評価結果に基づく処遇への反映システムの作成
   7. 人事評価制度（評価者研修含む）・処遇への反映システムについての研修・説明会の実施
   8. その他必要と想定される事項
2. 機密の保持

　　　受託者は、契約履行中に知り得た本院の秘密を漏洩し、他の目的に使用してはならない。また、本契約終了後といえども同様とする。

1. その他
2. 本業務の遂行にあたっては、本院職員との連絡調整を密に行う。
3. 本委託業務に関して、契約書および本仕様書に明示されていない事項であっても人事評価制度構築作業に当然に必要となる事項については、本院の要請に応じ受託者は誠実に対応すること。
4. 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。